

「スターリン憲法」制定過程における
「ブハーリン小委員会」草案

藤田 勇

はじめに

草案公表時から「スターリン憲法」と呼ばれるようになった1936年ソ連邦憲法の制定過程は、ソ連史のこの時期——一応1934年～36年としておく——の複雑な文脈の中に置かれている。それは、20年代末に始まるいわゆる「上からの革命」（強行的農業集団化、急テンポの工業化及び「文化革命」）のもたらした鋭い社会的緊張の一定の「緩和」政策（「穏健」路線）と「社会的異分子」及び政治的反対派の弾圧政策（特に1934年末のキーロフ暗殺事件を契機）との交錯する時期である。他方、1935年夏のコミンテルン第7回大会における反ファシズム統一戦線路線の確定、1936年2月～6月のスペイン、フランスにおける人民戦線政府成立などの情勢のもとで国際共産主義運動において「民主主義」把握の一定の転換が生じる時期であり、36年憲法制定過程における「ソビエト民主主義の拡大」の大合唱はこれに呼応する性格をもっている。本稿は、この歴史過程をフォローする中で接した一つの文書を紹介することを直接の目的とするが、それがソ連史のこの時期の複雑な文脈をさぐる一つの素材たりうることを念頭に置いている。

1936年憲法制定過程の概略は、ペールヒン論文⁽¹⁾などによって知られているが、1991年ソ連崩壊後の各種アルヒーフ文書の公開により、この時期のソ連の社会＝政治体制の実態についての新たな研究が進展し、その中で36年憲法制定史にも新たな関心が向けられている。ただ、管見のかぎりでは、「スターリン体制」下における「国家」と「社会」との、「権力」と「人民」との複雑な関係の解明という観点から憲法草案の「全人民的討議」にかかわる資料の研究に多くのエネルギーが注がれている反面、草案成立過程、たとえば憲法委員会の各小委員会による担当諸部分の草案作成などについては、部分的情報が伝えられるにとどまっている。筆者も、各小委員会草案のすべてに当たりえているわけではないが、筆者のさしあたりの関心から、GARF（ロシア連邦国立公文書館）で憲法の第10章「市民の基本的権利・義務」に対応する「法的諸問題小委員会」——以下「ブハーリン小委員会」と称する——の草案を見る機会があった。これは、憲法「素案」（後述）とりまとめの段階で直接の下敷きとはならなかったが、それだけにまた新しい段階のソビエト社会に関する指導層の諸構想の一面を示す興味深い素材と見られる。本稿はこの文書の紹介に限定された一研究ノートであり、憲法制定過程一般について論じようとするものではない。ただ、その紹介に最小限必要な情報のみは記しておかなければならないであろう。本稿の1、3がそれにあ

たる⁽²⁾。

1 制定過程概略

周知のように、1936年ソ連邦憲法の起草は、ソ連共産党中央委員会の委任（委任の日付け不明）によりソ連邦中央執行委員会書記エヌキーゼが1935年1月10日に「ソ連邦及び連邦構成共和国の権力機関の選挙手続きの改正に関する」覚書き⁽³⁾を提出したことから始まる。これは、スターリンの指示によるものとされている。エヌキーゼ覚書きは、「社会主義経済、都市と農村の文化の巨大な成長、労働者人口と農村での工業企業の力強い増大という今日の条件の下では、都市と農村の強固な結合が発展し、民族諸共和国で大きな文化的昂揚があり、共産党が全一的な影響力と権威をもっている条件の下では、かくも複雑な選挙手続きを維持するすべての根拠は消滅している」という前提で、「革命的適法性、社会主義的法意識を強固にするため」、地区ソビエト執行委員会からソ連邦中央執行委員会までのソビエト権力機関を多段階選挙から直接選挙に変えること、都市と農村との代表基準の不平等をなくすること、選挙は、村・市ソビエト選挙で行われているように、企業・施設・軍隊・学校・村・ソフホーズ・機械トラクターステーションにおいて組織される総会で公開投票で行われること、などを内容とするものであった。当然に連邦憲法・共和国憲法の改正が問題となることを指摘している。これに対し、1月25日に政治局員・候補に宛てたスターリンの文書では、憲法改正問題は「中途半端」であってはならず、選挙制度も多段階制という問題だけではなく、公開投票制を秘密投票制に変える等徹底したものでなくてはならないこと、必要な改革が「国際革命運動の利益の命ずるところであり」、「国際的ファシズムと闘う最強の武器としての役割を果たさなければならない」こと、「憲法を全体として今日の状況に結びつき、照応したものとするような」改正が必要であることが述べられ、第7回ソビエト大会開会後一両日のうちに党中央委員会総会で憲法改正の必要性の決定を行い、政治局員の一人、たとえばモロトフに中央委員会の名でソビエト大会に憲法改正の提案を行うことを委任し、ソ連邦中央執行委員会に憲法委員会（Конституционная комиссия）創設を委ねる、改正憲法採択後に新選挙法を制定して権力機関の選挙を行う、という政治手順が示されている⁽⁴⁾。

同年2月1日のソ連共産党中央委員会総会決定は、「ソ連邦の憲法に若干の改正を施す必要」につきソ連共産党の名において第7回ソビエト大会に提案を行うことをモロトフに委任した。同決定は、(1) 選挙制についてそれまでの「不完全平等選挙」、間接選挙、公開投票制を平等・直接選挙、非公開（秘密）投票制に変えること、(2) 憲法を「ソ連邦における今日の階級的諸関係」に照応させるという意味で「憲法の社会＝経済的基礎を正確に規定する」こと、を改正の主眼として謳った。第7回ソビエト大会でのモロトフ報告「ソビエト憲法の改正について」は、都市と農村で社会主義的所有原理が勝利した結果階級的諸勢力の相互関係が根本的に変化したこと、それゆえに、憲法をこれに照応させなければならないこと、「ソビエト民主主義を徹底的に発展させる」ための具体的施策として「ソビエトの選挙制度を一層民主主義化する」こと、すなわち、多段階選挙を直接選挙に、「不完全平等選挙」を平等選挙に、公開投票を非公開（秘密）投票に変えることを説明するものであった⁽⁵⁾。2月6日、第7回ソビエト大会は、モロトフ報告に基づき、前記ソ連共産党中央委員会決定とほぼ同内容の「ソ連邦の憲法に若干の改正を施すことについて」の決定を行

う⁶⁶。ちなみに、「ソ連邦の憲法」という場合、字義どおりには1924年制定の「ソビエト社会主義共和国連邦基本法（憲法）」を指すのであるが、モロトフ報告が主として改正対象として論じているのは革命後最初の憲法としての1918年の「ロシア社会主義連邦ソビエト共和国憲法（基本法）」であり、当時の諸論説でも新憲法と対比されたのは18年憲法であった。1924年ソ連憲法や、ロシア共和国に即して言えばそれに従って18年憲法を改正した1925年「ロシア社会主義連邦ソビエト共和国憲法（基本法）」の性格からいって、選挙制度改正を中心に憲法改正を説く場合、あるいは革命の段階的発展、「社会主義の勝利」を強調する文脈では18年憲法を比較対照するのは異とするに足りないといえる。

「ソ連邦の憲法に若干の改正を施す」という表現が、前記スターリンの文書が示唆しているように、新憲法の制定を含意するものであることは、まもなく表面化する。第7回ソビエト大会でのエヌキーゼの「憲法問題に関する」報告では、モロトフ報告で述べられた新たな改正問題の他に1924年ソ連邦憲法制定後に憲法の規定する国家諸機関体系について行われた多くの改正が説明され、すでに行われて効力を発している改正に憲法規定を照合させるという意味での「形式的改正」の必要が説かれている⁶⁷。これは、憲法改正が制度的に選挙制度改正にとどまらないことをすでに示しているが、第7回ソビエト大会は、ソ連邦中央執行委員会に、前記憲法改正作業のために憲法委員会を選出することを提案する。2月7日、第7期ソ連邦中央執行委員会第一会期は、スターリンを委員長とし、31名の委員からなる憲法委員会を選出した。

憲法委員会の第一回会議は5カ月後の7月7日に開催されるのであるが、そこでは、カリーニンとモロトフを副委員長に、ソ連邦中央執行委員会書記アクーロフ（同年3月3日エヌキーゼと交代）を書記とし、以下のような12の小委員会を設ける。「憲法の一般的諸問題」（委員長スターリン——以下同じ）、経済（モロトフ）、財政（ツバリ）、法（ブハーリン）、選挙制度（ラデック——36年8月末逮捕）、裁判機関（ヴィシンスキー）、中央・地方諸機関（アクーロフ——39年銃殺）、国民教育（ジダーノフ）、労働（カガノーヴィチ）、国防（ウオロシーロフ）、外務（リトヴィノフ）、「編纂委員会」（スターリン——メンバーは各小委員会委員長）。各小委員会の構成は、委員長の提案により憲法委員会が承認することになるが、この承認は7月15日-21日の憲法委員会で行われたとみられる。ここで、「若干の改正」という提議が新憲法の制定であることが公になるといってよい。なお、ここでラデックには主要ブルジョア諸国の憲法の翻訳を、ブハーリン、メフリス、ラデックにこれらの批判的検討を委任し、各委員会の最初の草案は2カ月以内に提出すべきものとされた⁶⁸。憲法委員会の各小委員会で予定の2カ月内（9月23日現在）に草案を提出したのは中央・地方諸機関委員会、選挙制度委員会、裁判機関委員会で、10月末には労働委員会が、11月末には外務委員会が草案を提出しているが⁶⁹、ブハーリン小委員会を含めその他の小委員会の草案の提出時点は筆者にはまのところ明らかでない。

1936年初め、各小委員会によって起草されたそれぞれのパートの草案を素材として「ソ連邦憲法素案 Черновой набросок проекта Конституции СССР」を作成することをステツキー（党煽動・宣伝局長代理）、ターリ（党印刷局長代理）、ヤーコヴレフ（党農業局長代理）に委任、この「素案」が憲法委員会に提出されたのは4月17日である。4月17-22日の間、「素案」起草者とスターリン、モロトフが「素案」を検討して憲法「第一次草案」が準備される。この間に「素案」の

手直しも行われている⁽⁴⁰⁾。ちなみに4月22日の「素案」に対するスターリン「修正」案には「ソ連邦憲法第一次草案（Первоначальный проект Конституции Союза Советских Социалистических Республик）」というタイトルがついているが、4月26-28日の編纂委員会会議を経て第一次草案ができあがる（4月30日）。この「第一次草案」は1936年5月15日の憲法委員会で審議され、6月1日のソ連共産党中央委員会の承認を経て、正式には6月11日のソ連邦中央執行委員会幹部会で承認され、そこで憲法草案を「全人民的討議」に付することが決定されるわけである。それ以後の経過概略は省略する。

2 「法的諸問題小委員会」草案

さて、1935年7月に構成された「法的諸問題小委員会（Подкомиссия по правовым вопросам）」のメンバーは、以下のとおりである⁽⁴¹⁾。

委員長 プハーリン

委員 クルイレンコ（ロシア共和国司法人民委員→ソ連邦司法人民委員）、ヴィシンスキー（ソ連邦検事総長）、リュプチェンコ（エル・エル）、ハツケーヴィチ（ア・イ）、パシュカーニス（コムアカデミー・ソビエト建設=法研究所／改称：ソ連邦科学アカデミー国家法研究所／長）、スターソワ（国際革命闘士救援会中央委員）、クラシコフ（ソ連邦最高裁判所長官代理）、ラピンスキー（ペ・エル）。

クルイレンコ（国防、中央・地方機関、裁判制度各小委員会委員兼任）、ヴィシンスキー（裁判制度小委員会委員長）、パシュカーニス（中央・地方機関小委員会委員兼任）といった法理論の領域では理論的立場を異にする代表的法律家が参加していることにとりあえず留意しておこう。ただ、小委員会の議事録というものに接し得ていないので、どういう議論があって草案ができたのか明らかでない。たとえば裁判制度小委員会ではクルイレンコ不在時に草案が採択され、これにクルイレンコが詳細な意見書を提出して草案が書き換えられたりしているが、プハーリン小委員会についてはそうした文書にも接し得なかった。

ついでながら、憲法委員会成立後の時点で、プハーリンは、勤労者を奴隷化し、人類文明を破滅させる脅威としてのファシズムに対置して、ソ連邦を「全人類の友愛関係という偉大な理念」の担い手として描き、それは「すでに将来の全人類の共同体の一部を成す新しい世界、友愛世界」であり、これは「人類の第二の誕生となろう」と意味づけるとともに⁽⁴²⁾、「階級的敵対関係のない、真の統一体としての人民はわがソ連邦においてのみ眼前に現れており」、ここではじめて「全人民的意志、完全な民主主義」について語るができるとしながら、なお旧搾取者階級の残滓が完全には消滅せず、古き「遺産」が一掃されてはいないかぎり、共産主義社会の形成のためには「同時に将来の自己消滅のための準備をも含む国家権力の全面的強化」が必要であり、ファシズムとの歴史的対決における勝利の不可欠の条件として、「プロレタリアートの独裁の全面的強化」が必要だと説いている⁽⁴³⁾。草案発表以後、彼はこの新憲法が「社会主義社会の政治形態たる社会主義国家の憲法」であり、「わが国家がこの言葉の正確な意味での社会主義国家となった」という「実際の、現実の諸関係の国家的=法律的認証」であることを強調したが⁽⁴⁴⁾、さらに、「スターリン憲法」がその政治的表現であるところの国の生活の内部構造における巨大な転変を一語で表すとす

れば「結集（сплочение）、結束（консолидация）」（勤労諸階級の一つの全体への結集、諸民族の単一ソビエト人民への結束、一枚岩的な党の結束、スターリン的指導部への指導部の結束、党とスターリンの周りへの大衆の結集）であると特徴づけた⁽¹⁵⁾。さらに、「憲法草案は、同志スターリンの指導の下に、党が、きわめて大きな困難にもかかわらず、右翼的偏向及び反革命トロツキスト＝ジノヴィエフ派のろくでなしとの闘争でかちとった巨大な獲得物の総括である」とも言っている⁽¹⁶⁾。力点の相違や表現の独自性を別とすれば、こうした言説のかぎりでは小委員会メンバーに異論はなかったであろう。なお、あらかじめ言っておけば、ブハーリン小委員会のメンバーのうち、憲法成立後、パシュカーニスは1937年1月に、クルイレンコは翌38年1月に逮捕され、スターリンの粛清で処刑された。この委員会の議長ブハーリンも1937年に逮捕され、38年3月処刑されている。ときの検事総長はヴィシンスキーであった。

さて、「法的諸問題小委員会」が起草した文書は、成立した憲法の第10章「市民の基本的権利・義務」に相当する部分の草案で、「社会主義社会の働き手（работники）の政治的・市民的権利・義務」という標題をつけたものであった。

この文書の提出時期は明らかでない。憲法委員会書記アクーロフの小委員会草案提出督促状が9月23日で、ブハーリンのパリ出張が36年2月なので、この間であるとみてよいであろう。

この文書は、「I 権利・義務宣言」、「II ソ連邦の市民の政治的権利」、「III ソ連邦市民の市民的権利」、「IV 勤労者（трудолюбивый）の集団（коллективы）及びその他の団体（организации）の権利」という4部構成となっている⁽¹⁷⁾。なお、アルヒーフ文書には、同一標題・同一構成の別案があり⁽¹⁸⁾、これには前文がついている。以下前者をA案、後者をB案とし、紹介はA案によって行い、必要に応じてB案を注記することにした。

(1) 「I 権利・義務宣言」

冒頭の「宣言」では、憲法は、「無階級社会主義社会への移行、共産主義の一層の成長、社会の働き手の福祉、その物質的・精神的文化、技術・学術・芸術の発展、勤労者の人格の最も急速な発展、あらゆる健全な欲求の拡大、生活の不断の富裕化、肉体的・精神的な意味でますます完成された将来の諸世代の育成、及びあらゆる敵からの社会主義の事業の防衛を保障する」ものであると（1条）、それゆえにまず、「社会主義的所有の保護・強化・発展、労働の義務（能力に応じた労働の平等な義務）、社会主義祖国の擁護、次世代の育成、勤労者間の協同的關係（товарищество）と諸民族間の兄弟的關係の強化・発展」がソ連邦市民の「基本的義務」となること（2条）を規定したあとで、性別、民族・人種の別なきすべての市民の平等な「基本的権利」を次のように謳っている（3条）。「労働と社会主義的創造の権利、国家の管理への直接的参加の権利、労働に応ずる支払いを求める平等の権利、十全な（полноценное）教育を受ける権利、社会主義建設のあらゆる領域における創造（個人的・グループ的）の権利、真に共産主義の達成・発展に向けられた諸勢力を組織する権利」（最後の権利はB案にはない）。

ここで一般的・原理的に謳われた「基本的権利」がII-IV章で詳しく規定される。順をおって見て行こう。

(2) 「II ソ連邦の市民の政治的権利」

ここではまず、「ソ連邦の市民の政治的権利」保障の目的について、「ソ連邦憲法は、社会の階級区分が消滅するにしたがい、全人民的意志の形成に、またこれに従うその実現にすべての十全な権利をもつ市民が参加することが現実に可能となるという条件のもとで、全人民の意志の現実的形成と立法及び国家の実践全体へのその表現を保障する。このために、ソ連邦の市民の政治的権利の不動の基礎を定める」(4条)という総括的規定が置かれ、つづいて以下の自由・権利が規定されている。

①最初に掲げられているのは、「勤労者の組織(共産党、労働組合、青年共産同盟、協同組合、コルホーズ、科学・技術団体等)の完全な自由」である(5条)。「勤労者の組織」についての括弧内の例示は、成立した憲法の126条で列挙されているものと基本的に変わらないが、「組織の完全な自由」と規定されているところが興味深い。その規範的内容は必ずしも明確でないが、この「自由」は、諸組織の活動のための物質的諸条件の供与によって保障される(これは1918年憲法以来の保障規定を継承している)だけでなく、「勤労者の組織の自由の侵害は反革命的行為として法律により罰せられる」(傍点筆者——以下草案引用文の傍点は同じ)と規定されていることが注目される(「反革命行為として」の文言はB案にはない)。

②次に規定されているのは、「社会主義建設のあらゆる領域における働き手の個人的・グループ的な創造的イニシャティヴの完全な自由」である(6条)。これは、中央・地方の国家権力機関がこれを「支持」することで保障されるとなっている。

③勤労者の組織の自由、創造的イニシャティヴの自由を前置した上で、言論、出版、集会、街頭行進・示威行動の自由が規定されている(7条)。これらの自由を保障される主体は、先行する自由規定の主体=勤労者と同義的な「すべての社会主義建設者」とされている。「すべての市民」とはなっていない。但し、成立した憲法の125条のように「勤労者の利益に従い、かつ社会主義体制を強固にするために」といった制約規定(この目的に合致しない言論等の自由は認めない)はここにはない。物質的保障規定は18年憲法、25年憲法、36年憲法の規定とほぼ同一である。

④この表現の自由規定に接続して、「批判及び自己批判の自由」が規定されている(8条)。「一般的には社会主義建設への障碍、特殊的には国家装置における官僚主義的歪曲に対する(「…官僚主義的歪曲との闘争の事業に役立つ」- B案)批判及び自己批判の自由」と規定されており、官僚主義批判の自由とあってよい。「官僚主義的歪曲」の批判、「批判と自己批判」は当時の公式のスローガンで、中央指導部の中・下級指導者に対する統制手段であると同時に官僚制機構内部に複雑な対抗関係を喚起するものであったが、民衆の側からの多様な抗議・批判の声にも対応しており、ここでこれを「ソ連邦の市民の奪うべからざる権利である」と宣言していることに留意したい(B案にはこの部分はない)。

⑤これに続いて規定されているのは、「知識と社会主義文化の現実の進歩の道での創造の自由、科学研究・実験の自由」の保障である(9条)。これについては、「科学に対する中傷、科学的達成と先進的な科学的着想に対する迫害は社会主義国家の本質そのものと相容れない(B案では「社会主義国家では存在しえない)」と規定されていて、それは許容されないという含意をもつ。第10条の規定する「ソ連邦のすべての市民は、生産・技術、科学、芸術における先駆的試行(リスク)を

試みる権利」の特別の意味は明らかでないが、第9条の意味を拡大しているものと解しておく。

⑥信教の自由に関しては、「無神論宣伝及び例外なくすべての宗教、宗派のあらゆる種類の宗教的偏見との闘争の完全な自由」(11条)の保障のみが規定されていて、1918年憲法(14条)・25年憲法(4条)にいう「宗教的宣伝の自由[及び反宗教的宣伝の自由]」も1936年憲法のいう「宗教的礼拝の自由[及び反宗教的宣伝の自由]」(124条)も規定していないのが注目される。第12条が学校と国家の教会からの分離を規定しているのは、前記諸憲法と同様である。

⑦「すべての種族・民族・人種の同権」(13条)の保障規定には、言語の同権、「民族的クライ・州」の文化的・経済的向上、それらの国家法上の地位と自決原則、「国際主義の系統的宣伝」が含まれ、「両性の同権」(14条)の保障規定には、「平等な労働の権利」や「教育を受ける平等な権利」について、それぞれ、「生産[の場]におけるそれに照応する実践」、「それに照応する実践」ということが特に謳われている。また両性の平等を保障するものとして、婚姻・離婚の自由及び家庭における配偶者の同権、母性の優先的地位を保護する各種特別措置を挙げているほか、「女性を経済と国家の管理に系統的に引き入れる」こと、「女性の隷属化、女性の蔑視及び差別的行為は法律によって罰せられる」と規定していることに留意したい。

なお、第15条では、憲法の宣言するすべての勤労市民の同権は、物質的生産の領域での増大する可能性、都市と農村との、知的労働と肉体労働との接近、十全な教育の増大する可能性によって保障されるばかりでなく、「官僚制と官僚制的位階制の漸次的克服によって」より一層保障されるという展望が謳い込まれている(この第15条の規定はB案にはない)。

⑧「ソ連邦の市民の人身、住居、通信は不可侵である」との規定(16条)は、1918年憲法、25年憲法にはないものであり、36年憲法ではじめて憲法規範となるものである。但しこの文書では、人身等の不可侵は「社会的安全事業管轄国家機関の特別の決定」によってのみ侵されうるとして、内務人民委員部機関の決定も含まれうる表現となっており、36年4月17日憲法「素案」以降の、何人も「裁判所の決定もしくは検察官の許可」なしには身柄を拘束されえない、といった限定がない。逆に、この不可侵は「社会主義の敵及びこれを幫助する者またはそのグループに対してのみ」侵されうるという限定がついている。この場合は、「社会主義の敵及びこれを幫助する者またはそのグループ」の範囲が広く解されていることになる。

⑨第17条は、「法律を侵すいかなる公務員に対してもその責任を追及する権利」を規定している。これは憲法上はずっと後の1977年憲法で登場することになるものである。

⑩第18条は「その革命的信条または活動により資本主義政府に追及されている者、また先駆的な科学的見解や世界観のゆえに迫害されている者」の「避難権」を規定している。

⑪外国人の権利を規定する第19条は、「ソ連邦の領域内に居住している者で労働者階級または他人の労働を搾取しない農民に属する外国人は民族・人種・国籍を問わずソ連邦市民たるすべての権利を有する」とし、労働者階級の外国人には政治的権利も保障されることになっている。

⑫最後に、第20条は、「ソ連邦は、プロレタリアートの国家として、権利を悪用し、その活動によって革命の利益を害し、その階級敵または階級敵の幫助者となる個々人と個々のグループからは、権利を剥奪する」として、上記の「政治的権利」に関する一般的制約条項となっている。これは「労働者階級全体の利益にしたがい、社会主義革命の利益を害して権利を利用する個々人と

個々のグループ」からは権利を剥奪するという18年憲法（23条）、25年憲法（14条）の階級原理を継承している。

これらの「政治的権利」の中には、通常「市民的権利」として分類されるものも含まれているが、第4条の意味で「政治的権利」というものを広くとらえようとする意図がみられる。とくに強調されているのは、「勤労者の組織の完全な自由」、「個人的・グループ的な創造的イニシャティヴの完全な自由」、「官僚主義的歪曲に対する批判及び自己批判の自由」、勤労市民の同権が「官僚制と官僚制的位階制の漸次的克服」によってますます保障されること、違法行為を行う公務員の訴追権などであって、そこには成立しつつある体制に孕まれる諸矛盾、とくに官僚主義の批判的克服の意図・展望が語られている。「宣言」の部が「国家の管理への直接的参加の権利」、「真に共産主義の達成・発展に向けられた諸勢力を組織する権利」を強調していることとあわせてこれをみておく必要がある。ただ、権利乱用禁止の一般条項として革命的・階級的原理が謳われており、その「完全な自由」を謳っている「勤労者の組織」についても、「真に共産主義の達成・発展に向けられた諸勢力を組織する権利」に対応する如く共産党、労働組合、青年共産同盟、協同組合、コルホーズ、科学・技術団体等という例示規定が挿入されている。表現の自由についてもその担い手を「社会主義建設者」と規定している。したがって、体制矛盾に対する批判的克服の意図もあくまで「革命的原則」に立ってのことであった。官僚主義的歪曲克服にせよ、批判と自己批判にせよ当時の一般的スローガンでもあったことは念頭に置く必要があるが、それにも拘わらず、この文書は、社会主義的理念・展望の宣言としての性格を濃厚にもつものであった。

(3) 「Ⅲ ソ連邦の市民の市民的権利」

ソ連邦市民の「市民的権利」の規定目的ないしこの権利の性格については、次のように謳われている。ソ連邦憲法は、「社会的労働の生産性の向上、社会的富の増大につれて、そのすべての市民、社会主義社会の働き手に、また一方では高齢者、病人及び身体障害者、他方では子供と未成年者に、豊かな生活の権利 [B案「文化的な豊かな生活の権利」] を保障する。このために、社会主義社会の働き手及び社会主義社会の成員一般の基本的な市民的権利が定められる」（21条）。この前提で、以下の権利・自由が規定されている。

①「市民的権利」のカタログで最初に掲げられているのは労働に関する諸権利である。ここでは「労働の権利」——失業の一掃と労働時間短縮の下での生産力の増大によって保障される——（22条）と並んで、「労働に応ずる平等な支払いを受ける権利」（23条）が規定されていて、後者は「特別の労働立法と国家の物的源資によって保障される」となっている。

第24条では「労働の基本的な種類（вид）としての職業の選択の完全な自由並びに任意のときこの職業を変える完全な自由」が謳われている。ここでの「職業（профессия）」は主として社会的に組織された知的・肉体的労働における職種を指すものと解されるが、個人農、クスタリの存続や私的「芸術労働」が予定されていること（31条）にも留意しなければならないであろう。ここには職業選択の自由に対応すべき移動の自由のポジティブな規定がない。移動制限のパスポート制度の存在が念頭にあるとも思われる⁽⁹⁾。

②第25条、第26条、第29条は、それぞれ「十全な教育（全面的な、完結した、無料の教育）を受

ける権利」、「あらゆる種類の社会保障の権利」、「休息の権利」を規定しており、B案との相違を含め細部については論ずべき点もあるが、ここでは立ち入らない。

③第27条は、ソ連邦の市民は「労働のあらゆる協同組合的形態（コルホーズ、消費協同組合、アルテリ）に参加する権利を有する」と規定している。これは、政治的権利としての「勤労者の組織…の完全な自由」に含まれている協同組合、コルホーズの組織とは区別される、「市民的権利」または経済的権利としての協同組合参加権を規定するもので、コルホーズや消費協同組合などが両面の性格をもつことを予定している。

④上記の点は、第30条の「両性の現実的同権」を実現するための諸権利についてもいえる。前記のように第14条がこの同権を保障すべき「政治的権利」の側面を規定しているとすれば、ここでは同じ婚姻・離婚の自由も「市民的権利」の面で規定しているとみられる。と同時に、「政治的権利」のところでは「女性を経済と国家の管理に系統的に引き入れる」ことが強調されているとすれば、ここでは、「子供に対する母の優先的権利」や親に対する「養育費の取り立て」、「社会的扶養・養育」に対する子供の権利などが強調されるという内容上の相違もある。

⑤第28条は「ソ連邦の市民は、市民の物質的・精神的必要に役だつことを使命とするすべての公的制度・施設を利用する権利を有する。」と規定している。具体的内容が明らかでないが、公的制度・施設の利用を市民の権利として積極的に構成していることに注目しておきたい。

⑥第31条は、一定の範囲での私的所有及びこれと結びついた財産処分権の保障を規定している。ここでは生産の領域での一定の私的所有が残存すること（「個人農、クスタリ的労働形態、芸術労働等」）、消費手段が社会化されておらず、消費者の所有となっていること、が説明され、この「範囲内で」私的所有を保障するとなっている。消費手段の「個人的所有」という概念はここにはまだ登場していない。B案ではこの説明的部分が異なり、個人農・クスタリによる生産手段の私的所有は「集団化・協同組合化のプロセスが完了するまで」法律上認められる、消費手段は社会化されず「勤労者の個人的利用」の下におかれる、コルホーズ員の付属地経営の生産手段の「個人的利用」も保護される、となっている。この「個人的利用」概念が36年4月17日提出の憲法全体の「素案」段階から「個人的所有」と概念化されることとなるのである。

(4) 「IV 勤労者の集団及びその他の団体の権利」

「勤労者の集団及びその他の団体の権利」の部は、冒頭に次の規定を置いている。「国家の最高諸機関には、社会主義社会の働き手の全人民的意志が体现され、これらを通じて社会主義的人民の至高権（верховенство）が実現される。勤労者の権力の直接の担い手としての諸ソビエトとソ連邦の個々の市民の間には、法人であり、国家によって承認され、保護され、規制される特定の権利・義務を有する、一連の、タイプを異にする諸組織が存在する」（32条）。ここでは、「勤労者の集団及びその他の団体」という権利主体が一般的に説明されている。（B案ではこれが次のようになっている。「プロレタリアートの独裁は、最高の型の民主主義を実現するにあたり、各種の大衆組織、すなわち、ソビエト、労働者階級の前衛でありプロレタリアートの独裁の指導力・響導力である共産党、青年共産同盟、労働組合、生産大会・協議会、科学・技術団体、勤労者の第一次的諸集会、に結合した勤労者の積極性と自主活動の不断の成長を基礎として国家と経済の管

理を構築する)。

ここで「勤労者の集団及びその他の団体」とされているのは、国有企業等の国家の経済組織、コルホーズその他の協同組合・労働組合・学術＝文化団体等の勤労者の各種の「自発的団体(добровольные объединения)」である。

①第31条は「人民委員部の経済的諸組織」(グラフキ、トラスト、個々の生産単位)についての規定である。そこでは、まず、これらが「直接の国家機関」であり、その物的手段の所有者は全体としての国家であること、これらの組織は国家計画の規定する計画の範囲内で法人としての権利をもつこと、を規定すると同時に、「人的諸力(労働者・職員・管理部等)の総体としての」国有企業は「プロレタリア民主主義の担い手」であって、その「人的構成を社会主義建設及び国家の管理に引き入れる多様な活動形態を発展させる」との規定をおいている。

②第32条は、国有地の占有者であり、国家の一般的経済計画に服し、また一般的な国家的義務を負いながら法人としての権利をもって活動するコルホーズ、すなわち「アルテリ＝協同組合タイプの自発的団体」を規定している。同時に、ここでも、「働き手の総体としての」コルホーズが「ソビエト民主主義の担い手」であって、「コルホーズの建設と管理への勤労者一人のこらざる参加」とともに、「社会主義の社会的建設全体及び国家の管理への参加」を発展させるものであることを謳っている。

③第35条は各種の形態の協同組合＝「勤労者の自発的団体」の法人としての権利と「協同組合的民主主義」の発展について規定している。ここでは「ソビエト民主主義」という言葉は使われていない(B案では協同組合を「ソビエト民主主義」の一形態と規定している)。

④第36条は労働組合についての規定で、労働組合の性格規定となっている。

すなわち、労働組合は、a.「勤労者の広範な自発的組織(добровольные организации)」であって「直接の国家機関ではないが、これと結びついており[B案では「共産主義の学校であり」、その最も基本的な支柱の一つであって、一連の最も重要な全国的課題を遂行し]、b.「生産の場及びその外での勤労者の生活、その熟練資格と物質的・文化的水準に配慮するとともに」、c.「国家装置の官僚主義的歪曲との闘争の課題を遂行する」、d.労働組合は、「全国的民主主義の一環である労働組合民主主義を発展させ、そのことによって、国家権力(諸ソビエトの体系)を頂点とする社会主義社会の組織全体の最も重要な環の一つとなる」、となっている。

⑤第37条は、科学・技術・芸術文化団体その他の勤労者の「自発的団体」について、これらが「大衆の自発的イニシアティブを表現することにより、その他のソビエト民主主義の諸形態及びプロレタリアートの独裁の直接の担い手である諸ソビエトと多様に結びつく公共圏(общественность)の形態となる」ことを規定、その物質的・精神的諸前提の保障を謳っている。

⑥以上を通じて「ソビエト民主主義」の発展が強調されているのであるが、第38条、第39条はこれを総括的に表現する文章となっている(B案は文章表現は異なるが、大意は同じ)。

「ソビエト民主主義の全体系は、全体として、その下層の第一次的形態(工場、コルホーズ、ソフホーズ)に、さまざまな種類の大衆的創造活動(社会主義競争・突撃隊・優秀労働者運動・スタハーノフ運動、社会主義的共同活動(соцсовместительство)、技術会議、社会主義的試験

(соцэкзамены)、各種の支援活動(шефство)等々の系統的発展に依拠している。／ソビエトの諸セクションは、その活動において、この成長する大衆的創造活動に全面的に依拠しなければならない(38条)。「諸ソビエトとその諸機関は、あらゆる種類の有用な大衆的・集团的・個人的創意を全面的に支持する義務を負う(39条)。

以上のように、「勤労者の集団及びその他の団体の権利」の部の構成は、権利諸形態別規定というよりは、各集団・団体が民主主義の担い手としてもつ性格・課題の規定を中心とするものとなっている。国家の経済諸組織、コルホーズ・労働組合その他の勤労者の各種の「自発的団体」「自発的組織」が、それぞれ、「プロレタリア民主主義」、「ソビエト民主主義」、「協同組合民主主義」、「全国的民主主義の一環としての労働組合的民主主義」、「その他の形態のソビエト民主主義…と多様に結びつく公共圏」の主体として民主主義の観点から性格規定されており、こうした「ソビエト民主主義の全体系」を総括し、国家諸機関が「大衆的・グループ的・個人的創意」を全面的に支持すべき義務を負うことで締めくくる構成となっている。注目すべきは、この「ソビエト民主主義の全体系」で共産党というものが姿を現していない点である(B案にはある)。

以上にみたブハーリン小委員会の文書は、革命憲法としての18年憲法の伝統を引く部分を残しながらも、全体として「ソビエト民主主義」の開花とそれを推進する勤労者の大衆的イニシアティブの発展を展望し、「官僚主義的歪曲」、「官僚制的位階制」を除去しつつ、労働者とコルホーズ農民との相違等の社会的差異を払拭して無階級社会へ前進するという理想的・プログラムの色彩の濃厚な「市民的権利」宣言文書となっている。この基調は、「スターリン憲法」の最終的成立過程で「憲法と綱領との相違」等を理由として消去されてゆくのであるが、このような基調は、一小委員会またはその委員長の発想にとどまるものではなく、当時噴出しつつあった大衆の批判をも念頭においた指導層の諸改革構想の側面を代表していたとみられる。今後の研究課題である。

3 「ソ連邦憲法素案」から「第一次草案」まで

ところで、前記のように、各小委員会によって起草されたそれぞれのパートの草案を素材としてステツキーらによって作成された「ソ連邦憲法素案」が、4月17-22日の間、「素案」起草者とスターリン、モロトフによって検討され、憲法「第一次草案」が準備される。アルヒーフ文書でみると、これらにはこの検討会議で「同志スターリンによって加えられた修正」案が併記されている。これらのうち、憲法第10章「市民の基本的権利・義務」に該当する「素案」部分については、スターリンの「修正」案が併記されているのは4月19日のものと22日のものだけである。これら「素案」とスターリン「修正」案との関係には、「素案」自体の変動を含めていろいろの問題があり、これら全体の比較検討は興味ある課題であるが、ここでは、市民の基本的権利・義務の部分についてブハーリン小委員会草案と憲法「素案」(主として4月17日「素案」)の該当部分、これに対するスターリン「修正」案及び第一次草案とを比較して⁽²⁰⁾、若干の点に言及するにとどめたい。

全体としてみると、4月17日の憲法「素案」の第8編(4月19日「素案」以降は第10章)「ソ連邦の市民の権利・義務」は、ブハーリン小委員会の草案とは別に起草されており、前者の理想的・綱領的色彩と対比するとより実定法規範的構成となっている。ブハーリン小委員会草案の「権利・義務宣言」、「政治的権利」、「市民的権利」、「勤労者の集団及びその他の団体の権利」といった分類

はなく、「平等な労働の権利」に始まり避難権にいたる15の権利カタログ（第8編1-15）と社会主義的所有擁護義務に始まる4つの基本的義務（前同16-19）が列記されている。それぞれの権利に物質的・現実的保障規定が記されているのは、18年憲法以来の伝統を引いている。

1) まず注目したいのは、「素案」第8編第2条が、「ソ連邦の市民は、国家の管理への平等な参加権を有する」として、その保障規定に、ソ連邦=国家は、「ソビエトを通じ勤労者を直接国家の管理に引き入れ」、コルホーズの社会的生産の管理や国有企業の経済管理に勤労者を参加させ、勤労者の団体・組織を援助するとともに、「ソビエト機関及び経済機関の官僚主義的歪曲との闘争で労働組合、青年共産同盟その他の社会主義団体を援助する」ことを謳っている点、また同第11条で「国家装置における官僚主義的歪曲との闘争及び社会主義建設への障碍の除去のための批判と自己批判の自由は、ソ連邦市民の不可譲の権利である」、この権利は「いかなるものであれ批判と自己批判に対する追及に責任ある者は、何人であれ厳罰に処することにより保障される」と規定している点で、これらはブハーリン小委員会草案につながるところである。4月19日のスターリン「修正」案では前者（「素案」の文言に一部変更あり）は削除されており、後者は、言論の自由規定に付した「国家機関及び公務員の活動の批判と自己批判に対する追及に責任ある者は罰せられる」という規定に転換されている。これらはいずれも4月22日スターリン「修正」案では削除されていることに注目したい。

2) 言論・出版・集会・結社の自由に関する規定では、ブハーリン小委員会草案が保障される権利主体を「すべての社会主義建設者」としたのに対し、4月17日憲法「素案」（8編10条）では、この主体を「ソ連邦市民」とし、他方では、「自由が与えられる」という規定につき、a.「社会主義の最終的勝利のための闘争のために」という文言またはb.「法律の範囲内で」という文言を付してこれを限定する代案が併記されている。これは4月19日のスターリン「修正」案では無視されていた。4月22日「素案」では前記代案はないが（10章126-127条）、逆にスターリン「修正」案では、ソ連邦の市民に言論の自由、出版の自由、集会の自由、街頭行進及び示威行動の自由が「保障される」という規定の前に「勤労者の利益に従い、社会主義体制を強固にするために」という目的=制約規定が付されることになった（125条）。

さらに、4月22日「素案」の「ソ連邦の市民は自由な組織（организация）、結合（объединение）の権利を有する」（10章128条—保障規定省略）という規定に対して、スターリン「修正」案は「勤労者の利益に従い、人民大衆の組織的自主活動及び政治的積極性を発展させるために」という目的=制約規定を前置して、労働組合、協同組合、青年同盟、スポーツ・国防団体、文化的・科学的団体「に結合する権利が保障される」として「自発的組織・団体」の形態を限定的に列挙し、その上でさらに、「労働者及び勤労者一般のうちの最も積極的かつ自覚的な人々は、共産主義の勝利のための闘争における勤労者の先進部隊であり、ソ連邦におけるすべての勤労者組織の指導力である共産党に結合する」（126条）という規定が追加されることになった。これらは、第一次草案で確定し⁽²¹⁾、最終的に成立した憲法125条、126条で文言の修正——たとえば、「共産主義の勝利のための闘争における」を「社会主義体制の強化・発展のための闘争における」に変え、「自覚的な人々」を「自覚的な市民」に変え、「すべての勤労者組織の指導力」を「勤労者のすべての社会的並びに国家的組織の指導的中核」というように強めて表現——を加えて確定す

る。共産党が「すべての社会的並びに国家的組織の指導的中核」として憲法上位置づけられるという思想がここに初めて登場するわけである⁽²²⁾。

3) ブハーリン小委員会草案でも謳い、4月17日以降憲法「素案」も掲げていた違法行為を行った公務員に対する市民の訴追権(4.17-8編11条, 4.22-10章129条)については、スターリン「修正」案は無視している。他方、ブハーリン小委員会草案が人身等の不可侵は「社会的安全事業管轄国家機関の特別の決定によってのみ」侵されうるとした部分は、4月17日憲法「素案」以降では、何人も「裁判所の決定もしくは検察官の許可」なしには身柄を拘束されえない、という限定的規定となっており、これが憲法規定となる(127条)⁽²³⁾。ブハーリン小委員会草案における、この不可侵は「社会主義の敵及びこれを幫助する者またはそのグループに対してのみ」侵されうるという限定はなくなっている。なお、人身の自由に関連する裁判の公開原則や被告人の防御権の保障などは「裁判機関の組織」小委員会で扱われ、憲法第9章「裁判所及び検察局」の中で規定されることになる(111条)。この点の議論は別途に検討したい。

4) 「素案」の第8編第6条が「ソ連邦における青年は、物質的保障と文化的発達の権利を有する」(保障規定省略)と謳っている点は、ブハーリン小委員会草案の「市民的権利」の部の目的規定の一部(「子供と未成年者に豊かな生活の権利を保障する」)につながっている。この点は4月19日のスターリン「修正」案では削除されていないが、4月22日「修正」案で削除されている。

5) 信教の自由に関してブハーリン小委員会草案は「無神論宣伝」の自由、宗教的偏見との闘争の自由のみを謳っているが、4月17日「素案」から22日スターリン「修正」にかけて、無神論という言葉が「唯物論的世界観」という言葉を経て「反宗教的宣伝」という用語に置き換えられるとともに、4月17日「素案」で「宗教的偏見から解放されていない市民には宗教的礼拝を行う自由を与える」という規定が加えられ(8編12条)、これが4月22日スターリン「修正」で「反宗教的宣伝及び宗教的礼拝の自由はすべての市民に認められる」となる(124条-成立した憲法では「宗教的礼拝の自由及び反宗教的宣伝の自由」)。

6) ブハーリン小委員会草案が規定していた階級原理による権利剥奪の一般条項は、憲法「素案」以降はなくなっている。

7) 最後に義務規定について。ブハーリン小委員会草案では「1 権利・義務宣言」の部で市民の基本的権利に先だててまず基本的義務を謳い、社会主義的所有の保全・強化・発展の義務、労働の義務、社会主義祖国の擁護義務、次世代の育成と勤労者間の協同的關係及び諸民族間の兄弟的關係の強化・発展の義務を謳ったが、4月17日憲法「素案」から、社会主義的所有をソビエト体制の「神聖不可侵の基礎」とする文言が登場し(8編16条)、4月22日「素案」ではこれを侵す者を「人民の敵」とする文言が追加される(10章133条)。これらはスターリン「修正」案で維持されて、成立した憲法に定着する(131条)。社会主義的所有を「神聖不可侵」とする表現はヴィシンスキーを委員長とする「裁判機関」小委員会草案(35年9月25日提出)の中の検察官の任務規定にもでてくるが、これに対する意見書の中でクルイレンコが、この語を除去すべしという意見を述べているのは注目される⁽²⁴⁾。

「祖国防衛義務」では、「祖国への反逆」に対する峻厳な刑罰が強調されるが(4.17「素案」8編19条)、これも同様の経過で成立した憲法に定着する(133条)。なお、ブハーリン小委員会草案に

は憲法・法律遵守義務が謳われていないのであるが、4月17日以降の憲法「素案」では憲法・法律に労働規律・「社会主義的共同生活規則」を加えた遵守義務が謳われ（8編17条）、スターリン「修正」案でも無修正で、憲法に掲げられる（130条）。兵役義務についても同様である。他方、ブハーリン小委員会草案が「次世代の育成」の義務を掲げ、憲法「素案」が「ソ連邦のすべての市民は、その子供を、身体健康かつ文化的で、祖国に忠誠心をもち勤労者の敵を憎むように養育する義務を負う」（4.17「素案」8編18条）と規定していた問題については、スターリン「修正」案では無視され、憲法に掲げられることはなかった。

前記のように4月17日「素案」では「個人的所有権」概念が登場し、4月19日スターリン「修正」案もこれを掲げているが、4月22日スターリン「修正」案では、市民の基本的権利からははずし、「社会構造」の章で規定する案となった。その相続権が追加されるのは、第8回ソビエト大会での憲法草案最終審議においてである⁽²⁵⁾。

おわりに

1936年6月11日にソ連邦中央執行委員会で承認された憲法草案は、翌日の新聞に公表され、以後、第8回臨時ソビエト大会（1936年11月25日-12月5日）開会直前まで約5カ月半にわたって同中央執行委員会決定による「全人民的討議」が行われる。この討議については、ソ連邦中央執行委員会幹部会組織部の資料では、会議・集会数62万3334回、討議参加者数4237万6000人、その中で提出された諸提案総数16万9739と記録されている⁽²⁶⁾。これらの提案・補足意見のうち、検討対象とされたものは43,427（約4分の1）で、章別では最大多数が第10章「市民の基本的権利・義務」に関するものであった（23,098-53%）⁽²⁷⁾。この膨大な数値は、「指導部」が新憲法制定をテコとして「新しい社会的熱狂の波」を喚起しようと試みたこと、そうして上からの動員指令とその実行の点検という組織的活動が展開されたことを予想せしめるし、それに関する多くの文書も残されている。上からの憲法草案大衆討議の組織と点検は、過大報告、虚偽報告、事前に組織された発言等々をともし、「全員一致してこれを支持」といった草案賛美型集団意識（世論の圧力）を造成すること少なくなかったといえよう⁽²⁸⁾。しかしまた、それと同時に、「半年間、国は大きな変革、十月革命のとき以来最も顕著なものといえる変革の期待の中にあつた。…草案はオプティミズムの根拠を与えるものであつた」⁽²⁹⁾と評せられる面をもっていたのであって、草案への賛辞には変革への期待も含まれていた。憲法をめぐる宣伝と討議は「そうした観念について知ることのなかった者たちの間に市民的・政治的権利の意識を呼び起こし」、「多くの民衆はまったく新しい言語を獲得し、ソ連におけるかかる権利の不在に反応し始めたのだ」という評価もある⁽³⁰⁾。他方、大規模な集会・討議は、しばしば現実の生活や「指導部」の政策に対する批判（官僚主義批判）の噴出の機会ともなり、その場合、批判の矢先は「現地の指導部」に向けられがちであったから、討議の動員は同時に討議のコントロールをともなつたであろうことも充分予想される⁽³¹⁾。それが上層幹部の地方幹部更迭の手段となる機能をはたしたことも観察されている。全人民的討議の膨大な資料を探索した研究グループは、「憲法草案討議の資料は、1930年代中期のソビエト社会主義がいかに雑多な色合いをもち、さまざまな声をもっていたかを示している。ソビエト社会の同質性（однородность）なるものは、多くの著作者の骨折りでつくりだされた明らかな神話である」⁽³²⁾

としている。これらについての検討は筆者にとってはこれからの課題である。

注

- (1) И.Б.Берхин, К истории разработки Конституции СССР 1936 г., Строительство советского государства, М., 1972. (杉浦一孝訳「1936年ソ連憲法の作成の歴史について」、名古屋大学法政論集、61号1974年)
- (2) ブハーリンの憲法起草参加については、かつてニコラエフスキーが、1936年2月-4月の間にブハーリンと面談したとき、「ブハーリンはポケットから彼の万年筆を取り出して…、“よくごらん下さい。これで、まったく新しいソヴェト憲法が最初の言葉から最後の言葉まで書かれたのです。…””と言いました」と書き、これが広く伝えられていた(ボリス・ニコラエフスキー [中村平八・南塚信吾訳]『権力とソヴェト・エリート』、みすず書房、1970年、38頁)。これについてコーエンは「全文を彼が書いたというのは多分に怪しい主張であるが」と疑問を呈しながら、「この憲法の準備に彼が中心的な役割を果たした事…は当時から広く知られていたようである」と述べている(スティーン・コーエン [塩川伸明訳]『ブハーリンとポリシェヴィキ』未来社、1979年、438頁)。その後ゲッティは、アルヒーフ文書からみればブハーリンが「主たる責任を負った」というコンケストらの主張は支持しえないと指摘したが (Cf. J. A. Getty, *State and Society under Stalin, Slavic Review*, vol.50, No.1, 1991, p.22.)、筆者の見れば、ブハーリンが全部書いたなどは論外として、ブハーリンが憲法草案全体の起草で「中心的な役割」を果たしたという形跡は認められない。
- (3) エヌキーゼの報告は、РЦХИДНИ, Ф.558, оп.1, ед. хр.3275, л.3-11.による。そこでは、下記以外の選挙制度上の問題にも言及されているが、省略する。なお、エヌキーゼは35年3月3日ソ連邦中央執行委員会書記を解任され、6月には党から除名されている。O.フレヴニューク (富田武訳)『スターリンの大テロル』(岩波書店、1998年)、42頁参照。Cf. Roy Medvedev, *Let History Judge*, Oxford Univ. Press, 1989, p. 350.
- (4) РЦХИДНИ, ф.82, оп.2, л.249, л.1-2.党中央委員会での憲法改正の最初の発議がスターリンによることについては、В.М.Молотов, Об изменениях в советской конституции: Доклад на VII Съезде Советов - 6-го февраля с.г., Известия, 2.7, 1935. Доклад тов. В.М.Молотов, Об изменениях в советской конституции (на VII Съезде Советов - 6-го февраля с.г.), Изд. Леноблисполкома и Ленсовета, 1935, стр.1参照。以下引用は後者=パンフレットによる。
- (5) Доклад тов.В.М.Молотов, Об изменениях в советской конституции (на VII Съезде Советов - 6-го февраля с.г.), стр.1 и сл.
- (6) Съезды советов в документах: 1917-1936, т.3, М., 1960, стр.219.
- (7) См. Доклад тов. А.С.Енукидзе по конституционным вопросам, Известия, 1935. 2. 6.
- (8) ГАРФ, ф.3316, оп.40, л.81, л.1-2.
- (9) ГАРФ, ф.3316, оп.40, л.81, л.1-2, 7, 17, 55 и сл.
- (10) ゲッティによれば、提出されたのは「素案」の第二ヴァージョンだったというが (Cf. J. A. Getty, op. cit., p. 20)、4月17日-22日の間「素案」自体が書き換えられているので、これとの関係は明瞭でない。
- (11) 1935. 7. 15-21憲法委員会編纂委員会議事録。РЦХИДНИ, Ф.558, ед. хр.3275, л.38, л.46-47. 各人の当時の地位は筆者が付したものである。
- (12) Н.Бухарин, Второе рождение человечества, Известия, 5.1, 1935.

- (13) Н.Бухарин,Расширение советской демократии,Известия, 5.1,1935.
- (14) Н.Бухарин,Конституция социалистического государства,Известия, 6.14-15,1936.
- (15) Н.Бухарин,Маршруты истории,Известия,7.6,1936.
- (16) Бухарин, Конституция социалистического государства,Известия, 6.14-15,1936.
- (17) ГАРФ,ф.3316,оп.40,д.24,л.22-31.
- (18) ГАРФ,ф.3316,оп.40,д.24,л.32-41.
- (19) なお、移動の自由については憲法「素案」・第一次草案でもなく、憲法にそれが規定されることはなかったのであるが、36年9月段階で憲法委員会書記のアクーロフがスターリンに提出したと思われる文書「当面するソ連邦憲法起草によせた諸問題」には「移動の権利——特別の法律による（パスポート制）」という項目が掲げられている。ГАРФ,ф.3316,оп.40,д.81,л.23.
- (20) 以下、ГАРФ,ф.3316,оп.40,д.5,л.40-51；ГАРФ,ф.3316,оп.40,д.6,л.157-166,202-210；ГАРФ,ф.3316,оп.40,д.7,л.32-47；ГАРФ,ф.3316,оп.40,ед.хр.2,л.34-61；РЦХИДНИ,ф.558,оп.1,ед.хр.3275,л.55-133による。
- (21) アルヒーフ文書では、第一次草案126条の（「共産主義の勝利のための闘争における」）「すべての勤労者組織の指導力である共産党」の前に、「ソ連邦で権力の座にあり、（すべての勤労者組織の）基本的（指導力である）」（傍点筆者）という手書きの挿入があった。РЦХИДНИ,ф.558,оп.1,ед.хр.3275,л.57.なお、この手書き部分につき、イズベestia編集長ブハーリンの印刷のある用紙に、メモで、「権力の座にあり」の前に「党」という言葉を繰り返しておかないと、党ではなくて「（共産主義の）勝利」が権力につくとということになってしまうというコメントがある。РЦХИДНИ,ф.558,оп.1,ед.хр.3275,л.60.いずれも「党」が権力の座にあることを前提としている。
- (22) С.Л.Ронин, Конституция СССР 1936 г.,М.,1957の説明によれば、126条の党規定の起源となったのは、第17回党大会採択の規約前文の導入部であるとしている（стр.36）。そこでは、「党は、プロレタリア独裁のために、社会主義の勝利のために、プロレタリアート、勤労農民及び全勤労大衆の指導を行う。／党は、プロレタリア独裁の全機関を指導し、社会主義社会の成功的建設を指導する。」と規定されている。ККС в резолюциях и решениях,т.6,1985,стр.133.
- (23) 1935年9月25日に提出された裁判制度に関するヴィシンスキー小委員会の草案「ソ連邦及び連邦諸共和国の裁判機関の組織について」では、「何人も法律によって権限を与えられた権力機関の決定により、法律の定める手続きによるのでなければ、身柄を拘束されない。／何人も、裁判所の決定または内務人民委員部特別会議の決定によるのでなければ、刑罰を受け、または権利を制限されない。」（傍点筆者）となっていた。ГАРФ,ф.3316,оп.40,д.81,л.42.
- (24) ГАРФ,ф.3316,оп.40,д.81,л.42,35.
- (25) ブハーリン小委員会草案における「ソ連邦の市民の政治的権利」では、「すべての勤労者の同権」が謳われているが、ソビエトの選挙権のあり方は選挙制度小委員会の作業に委ねられていたようである。選挙制度小委員会の草案では、ソ連に居住し、「社会的有用労働に従事している」外国人にも選挙権を与える一方、一連の非勤労分子とみられる者には選挙権を与えない構想となっていた。そこでは、a.他人の労働を搾取している者、不労所得で生活している者、b.過去の階級的地位と過去の活動からして「勤労人民の敵」と認められる者（旧皇族、旧ツァーリ政府・白衛派政府の高級官僚、旧警察・政治警察の勤務員・手先、旧地主・工場主、聖職者（但し近年及び現在ソビエト政権への忠誠を認められた者は除く）が選挙権を剥奪される者として規定され、労働基準と政治基準による選挙権剥奪というソビエト選挙制の伝統が維持されていた。したがって、一般的には、選挙権・被選挙権を有するのは、「社会

的有用労働に従事するすべてのソ連邦市民」(傍点筆者)で、この限りでの平等選挙、そして直接選挙・非公開投票制に移行する改正案となっていた。憲法全体の「素案」作成段階では、「社会的有用労働に従事する」との限定がはずされ、選挙権剥奪規定が外国人への選挙権付与規定とともに削除され、選挙制度を「普通選挙制」とすることが明らかにされるのである(先に見たモロトフ報告での平等・直接選挙、秘密投票制の前に「普通」が追加される)。ГАРФ, ф.3316, оп.40, д.81, л.103-107.

- (26) С м. Берхин, Указ. соч., стр.76 ; История советского государства и права, т.3, М., 1985, стр.22などではこれと若干異なる数値が掲げられているが、「全人民討議」に関する諸研究の比較は今後の課題とする。
- (27) Всенародное обсуждение проекта Конституции Союза С С Р, М., 1936, стр.9, ГАРФ, ф.3316, оп.8, ед. хр.222, л.156-158による。
- (28) С м. Общество и власть :1930-е годы, М., 1998, стр.123-127.
- (29) Там же, стр.122, 130.
- (30) Sarah Davies, *Popular Opinion in Stalin's Russia*, Cambridge Univ. Press, 1997, p. 106.
- (31) С м. Общество и власть :1930-е годы, стр.127, 149.
- (32) Там же, стр.159.